

訪問看護ステーション 重要事項説明書

訪問看護ステーション こだま

訪問看護ステーションこだま 利用に際する重要事項説明書

(2023年9月1日現在)

1. 訪問看護ステーションこだまの概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 医療法人有恒会 訪問看護ステーションこだま
- ・開設年月日 平成18年7月1日
- ・所在地 石巻市泉町三丁目10番40号
- ・電話番号 0225-92-5301
- ・ファックス番号 0225-92-5302
- ・代表者 医療法人有恒会 理事長 樹神 弘郎
- ・管理者 亀山 富二江
- ・介護保険指定事業所番号 0460290091

(2) 事業所の目的と運営方針

「訪問看護ステーションこだま」は、利用者の方がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供し在宅ケアを支援することを目的としています。この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【訪問看護ステーションこだまの運営方針】

- ・「訪問看護ステーションこだま」はこだまホスピタルの理念・基本方針に沿って、個人としての尊厳を十分に守り、自立した安らぎのある療養生活を営むことができるように「親切・明朗・おもいやり」の心をもって、心身機能の維持回復を目指します。
- ・訪問看護の事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め、協力と理解の元に適切な運営を図るものとします。

(3) 施設の職員体制

・管理者	1人
・訪問看護師等	2.5人以上 (管理者兼務)

(4) 通常の事業の実施地域

旧石巻市 それ以外の地域は相談に応じる。

(5) 利用日及び利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※但し、土日・祝祭日及び年末年始は12月30日から1月3日は休業。

2. サービス内容

「訪問看護ステーションこだま」では、自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師等が利用者のご家庭に定期的に訪問し、必要な処置を行い在宅療養の援助を行います。

- ① 病状のコントロールや治療の継続
- ② 病状観察及び主治医への報告
- ③ 服薬管理と指導
- ④ 日常生活の援助（食事・入浴・排泄等）
- ⑤ 療養生活や社会資源の活用支援
- ⑥ 家族の介護指導
- ⑦ 家族関係の調整
- ⑧ 対人関係の相談
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

- ・訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ・事業所は主治医に対し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

3. 利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービス 介護報酬改定に準ずる。(別紙)
介護保険からの給付サービスを利用する場合は以下の料金表の通り1ヶ月毎にお支払い頂きます。
- (2) 医療保険対象サービス 診療報酬改定に準ずる。(別紙)
医療保険を利用する場合の詳細は別紙を参照して下さい。
- (3) 支払い方法
毎月10日までに前月分の請求書兼領収書を発行いたしますので、翌月の25日までにお支払い頂きます。お支払い方法は、現金集金です。
- (4) キャンセル料
利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料を支払うものとします。
但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

4. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 訪問看護師の交替
利用者は訪問看護師等の交替を申し出ることができます。その際、交替の理由を明らかにして事業所にお申し出下さい。
(特定の訪問看護師等を指名する事はできませんので御了承下さい。)
- (2) サービス内容の変更
サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合はサービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービスの利用料金を請求します。
- (3) その他
 - ・訪問看護師等は、年金等の金銭の取り扱いは致しません。
 - ・訪問看護師等は、療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。食事の準備等、家事等の業務については致しません。
 - ・訪問看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、御遠慮致します。

5. 秘密の保持及び個人情報の保護

事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

- (1) サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所等との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

6. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、訪問看護サービス提供時に利用者の様態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (2) 訪問看護サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- (3) 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

7. 苦情の受付について

- (1) 利用者及び扶養者は、事業所の提供する訪問看護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。

担当者 亀山 富二江
 TEL 0225-92-5301 FAX 0225-92-5302

- (2) 事業所以外に、市町村の窓口、宮城県国民健康保険連合会等に苦情を申し出ることができます。

石巻市介護保険課 石巻市日和が丘1丁目1-1
 TEL : 0225-95-1111 (代)

東松島市役所 長寿支援課 東松島市矢本字上河戸36-1
 TEL : 0225-82-1111 (代)

宮城県国民健康保険連合会 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 宮城県自治会館6階
 介護保険課 TEL : 022-222-7079 FAX : 022-222-7260

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	主治医の氏名		電話番号	
	医療機関名			
第1連絡先	氏名（続柄）	()	電話番号	
	住所			
第2連絡先	氏名（続柄）	()	電話番号	
	住所			

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無 : 有
実施した直近の年月日 : 令和4年2月1日
実施した評価機関の名称 : NPO 法人一人市民委員会宮城
評価結果の開示状況 : 評価機関ホームページ上にて開示

年 月 日

以上、指定訪問看護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 訪問看護ステーション こだま

管理者 亀山 富二江 印

説明者 印

私は、本書面により事業所から訪問看護サービスについての説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

様

1. 提供するサービスの内容

曜日	時間帯	内 容

2. 利用料

(1) 介護保険適用分

区 分	時 間	単 価	回/週	1週間当たりの利用料
基本料金	30分未満	円	×	円
	30分以上1時間未満	円	×	円
	1時間以上1時間30分未満	円	×	円
加 算	1回当たり	円	×	円
1週間当たりの合計額				円
医療保険適分				円
1週間当たりの利用者負担額				円

(2) 交通費

必要ありません 実費 _____円となります。(片道)

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は次の通りキャンセル料をいただきます。
但し、利用者の病状の急変等緊急やむを得ない場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	利用料自己負担額の20%